

(3) 事業年度が終了するごとに届出を行う必要があるもの（事業年度経過後4月以内に届出）

届出事項及び届出書類の様式等

○ 変更届出書（国土交通大臣許可業者にあつては建設業許可事務ガイドラインで定める別紙8様式）

※ 都道府県知事許可業者にあつては各都道府県で定める様式となります。

添付 工事経歴書（様式第2号）

直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）

貸借対照表（様式第15号又は第18号）

※ 法人の場合は様式第15号、個人の場合は様式第18号となります。

損益計算書（様式第16号（完成工事原価報告書付）又は第19号）

※ 法人の場合は様式第16号、個人の場合は様式第19号となります。

株主資本等変動計算書（様式第17号）、注記表（様式第17号の2）

※ 法人のみ必要となります。

事業報告書（任意様式）

※ 特例有限責任会社を除く株式会社は届出を行う必要があります。

必要記載事項については会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）において規定されています。

附属明細表（様式第17号の3）

※ 特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出することとなります。

ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

① 資本金の額が1億円超であるもの

② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

納税証明書（税務署等が交付する当該税に係る納付すべき額及び納付済額を証する書面）

※ 国土交通大臣許可業者については法人税（個人の場合は所得税）、都道府県知事許可業者は事業税に係る書面となります。

使用人数を記載した書面（様式第4号）

※ 使用人数に変更があつた場合に限りします。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）

※ 令第3条に規定する使用人の一覧表に変更があつた場合に限りします。

国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）

※ 国家資格者・監理技術者一覧表に記載した技術者に変更があつた場合に限りします。

健康保険等の加入状況（様式第20号の3）

※ 健康保険等の加入状況に記載の内容に変更があつた場合に限りします。

定款

※ 定款に変更があつた場合に限りします。

【注1】 解体工事業に係る営業所の専任技術者について、当該技術者が同一人のままであつても、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）附則第4条該当など経過措置該当から、建設業法第7条第2号該当など経過措置非該当へ変更となる場合も手続が必要となります。

【注2】 申請書と同様に上記変更届の記載内容の確認のため提示又は提出を求める場合がありますので、詳細については提出窓口にご照会下さい。